国土交通省　近畿地方整備局　姫路河川国道事務所
Kinki Regional Development Bureau
Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
資　料　配　布

配布日時	平成３１年１月２５日 １４時００分

件　名	**加古川、揖保川の河川敷地内樹木の採取希望者の公募について ～樹木を無償で差し上げます～**

概　要	国が管理している加古川、揖保川の河川敷地内樹木を伐採して採取することを希望する事業者（企業・団体・個人）を公募します。 ●【樹木採取場所】 ①揖保川 左岸河川敷（宍粟市山崎町宇原地先） ②揖保川 左岸河川敷（たつの市新宮町上笹地先） ③揖保川 左岸河川敷（たつの市神岡町東觜崎地先） ④揖保川 左岸河川敷（姫路市余部区上川原地先） ⑤加古川 右岸河川敷（小野市三和町地先） ⑥加古川 右岸河川敷（小野市下来住町地先） ⑦加古川 右岸河川敷（小野市黍田町地先） ●【募集期間】平成３１年１月２８日（月）から２月１２日（火）まで ●【樹木採取料】無償にて提供 ●【伐採植種】雑木 ●【採取期間】平成31年3月11日から平成31年9月30日まで（予定）

取　扱　い	――――――――――――――――――――――――――

配布場所	中播磨県民センター庁舎内記者室 西播磨県民局庁舎内記者室 北播磨県民局庁舎内記者室 加古川市政記者クラブ

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局　姫路河川国道事務所（ひめじかせんこくどう） 副所長（河川）　西村（にしむら）　信彦（のぶひこ） 河川管理第一課保全対策官　谷（たに）　宗彦（むねひこ） TEL　０７９－２８２－８５０５ FAX　０７９－２８３－４６８０

加古川、揖保川河川敷地内樹木の採取希望者の公募について
～樹木を無償で差し上げます～

１．公募の趣旨

河川敷地内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや流出することにより堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があり、さらにゴミ等が不法投棄されるなど問題も生じることになります。

このため、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所では、河川敷地内樹木の伐採作業を順次行っていますが、地域にとって有用な木材資源として活用していただくことを念頭に樹木を伐採して採取することを希望する事業者（企業・団体・個人）の公募を行うものです。

２．公募の概要

（１）樹木採取の基本的な考え方

・伐採場所は

①揖保川 左岸河川敷（宍粟市山崎町宇原地先　約2.0ha
河口からの距離23.4k～24.0k）…ア）

②揖保川 左岸河川敷（たつの市新宮町上笹地先　約3.1ha
河口からの距離22.2k～23.1k）…イ）

③揖保川 左岸河川敷（たつの市神岡町東觜崎地先　約0.5ha
河口からの距離15.0k～15.2k）…ウ）

④揖保川 左岸河川敷（姫路市余部区上川原地先　約2.0ha
河口からの距離4.0k～4.2k）…エ）

⑤加古川 右岸河川敷（小野市三和町地先　約0.4ha
河口からの距離23.8k付近）…オ）

⑥加古川 右岸河川敷（小野市下来住町地先　約0.4ha
河口からの距離19.0k付近）…カ）

⑦加古川 右岸河川敷（小野市黍田町地先　約0.3ha
河口からの距離17.4k付近）…キ）

なお、詳細な場所、範囲については別添資料参照。

・伐採する樹木の種類は、雑木です。

・伐採の際は根元から 50cm 以上の位置で切断し、根株については存置し、枝葉は現場より回収して搬出していただきます。

・野鳥や水棲生物に配慮した伐採を行うため、野鳥の止まり木となる高木及び水棲生物のための日陰となる川岸の樹木は一部を伐採せず残すこともあります。着手にあたっては、近畿地方整備局姫路河川国道事務所の担当

者への確認が必要です。

（２）公募から採取まで

・採取希望者は、下記のホームページに掲載しています申込用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に姫路河川国道事務所担当者宛に郵送又はFAXにて提出下さい

http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php （姫路河川国道事務所HP）

・応募受付期間は１月２８日（月）～2月１２日（火）
（郵送またはＦＡＸの場合は2月１２日必着）
・樹木採取者の選定にあたっては、採取に関する計画及び実施する工程などから見て採取の効果などを総合的に評価し、採取者を選定します。
・樹木採取者は河川法２５条の許可手続きを行い、許可日から平成３１年９月３０日まで採取を実施。

（３）樹木採取料（占用料）

樹木採取料（占用料）について、河川法第２５条の許可を受けた者に対して、河川法第３２条の規定により、兵庫県が徴収（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）することがあります。

なお、今回の樹木伐採の採取料は、徴収されません。

（４）河川法の許可手続き

本公募の決定通知を受けた事業者は、速やかに関係書類を添えて姫路河川国道事務所に河川法第２５条の許可に基づく申請を行い、許可を受ける必要があります。

（５）応募申込、問合せ先

・郵送　〒670-0947　兵庫県姫路市北条１－２５０
・電話　　０７９－２８２－８５０５
・ＦＡＸ　０７９－２８３－４６８０
・担当者　近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
河川管理第一課 河川管理第２係 宛

別添資料

公募型樹木等採取位置図…ア）

＜揖保川流域図＞

■樹木繁茂状況

①

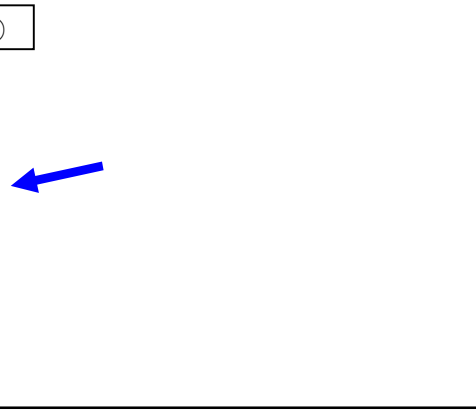

②

●伐採箇所
宍粟市山崎町宇原地先　約 2.0ha
揖保川左岸 23.4k～24.0k

＜伐採位置図＞

公募型樹木等採取位置図…イ）

別添資料

公募型樹木等採取位置図…力）

①

②

●伐採箇所
小野市下来住町地先　約０．４ha
加古川右岸１９．０k附近

＜伐採位置図＞

公募型樹木等採取位置図…キ）

＜加古川流域図＞

①

②

●伐採箇所
小野市黍田町地先　約０．３ha
加古川右岸１７．４ｋ附近

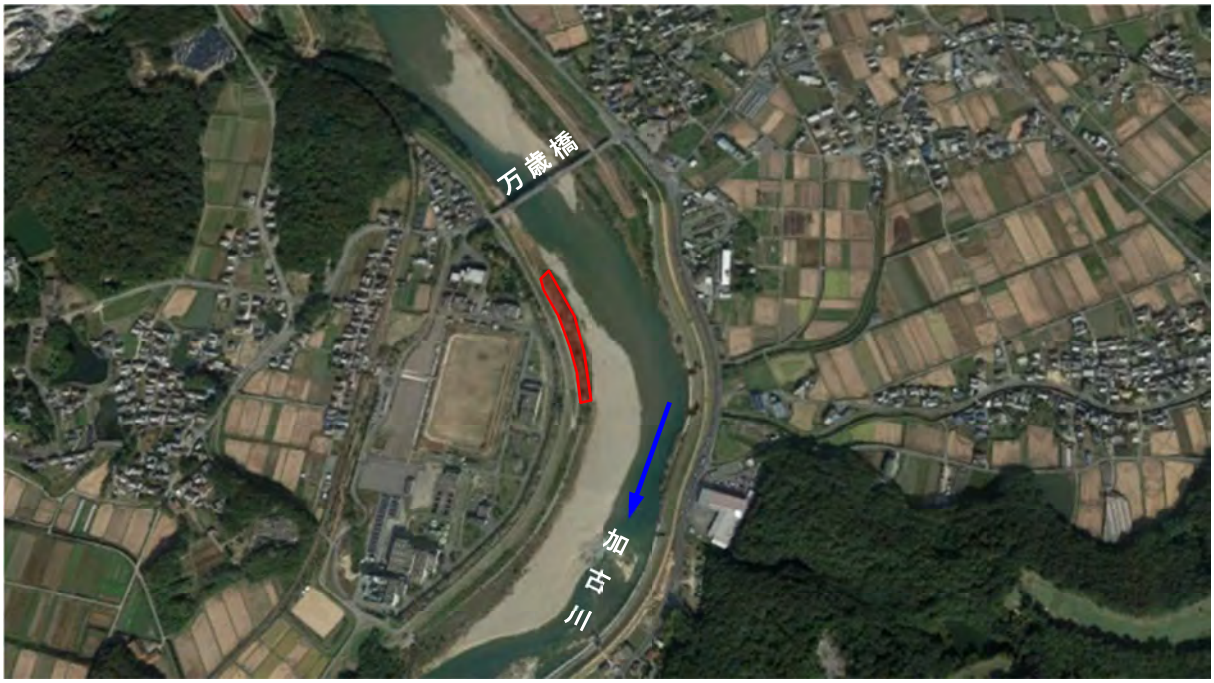

＜伐採位置図＞